

はじめに

本資料は財務省「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



04

個人所得課稅

基礎控除・給与所得控除の見直し

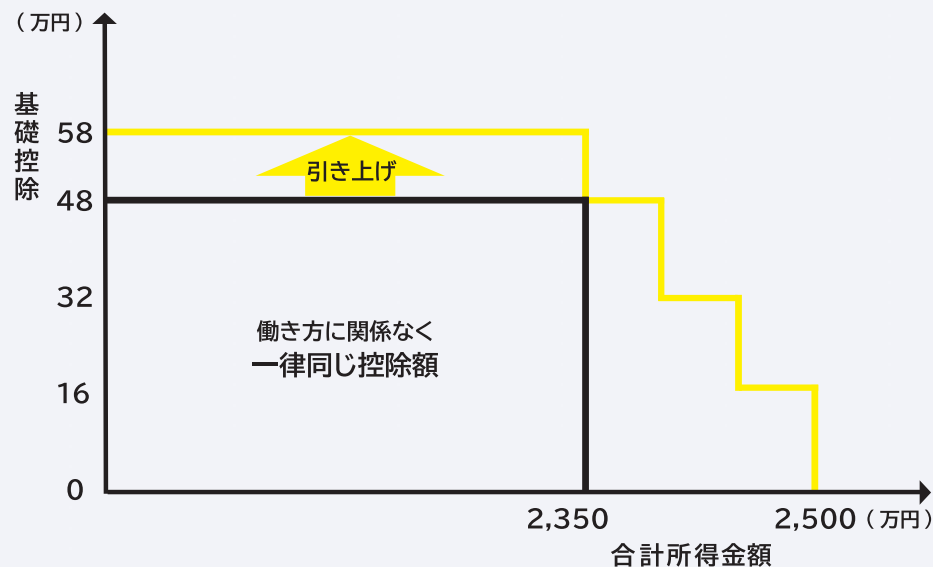


令和7年度税制改正における「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」との方針に基づき、**基礎控除及び給与所得控除の最低保障額の見直し**が行われます。

— 解説 —

物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げます。

【基礎控除の見直しイメージ】



【基礎控除の見直し】

合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円を超え 2,400万円以下	48万円
2,400万円を超え 2,450万円以下	32万円
2,450万円を超え 2,500万円以下	16万円

【給与所得控除の最低保障額の見直し】

改正 (前)	改正 (後)
最低保障額 55万円	最低保障額 65万円

10万円
引き上げ



同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を、現行の48万円以下から58万円以下へ引き上げます。
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を、現行の48万円以下から58万円以下へ引き上げます。
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を、現行の55万円から65万円に引き上げます。
地方税である個人住民税の給与所得控除の最低保障額については、現行の55万円から65万円へ引き上げますが、基礎控除は据え置きます。

適用時期

所得税については令和7年分以後適用されます。個人住民税については令和8年度分以後適用されます。

特定親族特別控除(仮称)の創設



令和7年度税制改正における「就業調整対策」の観点から、大学生年代の子等に係る新たな控除(特定扶養控除と同額の63万円)を創設します。

— 解説 —

19歳から22歳までの大学生年代の子等(※)の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逦減する仕組みを導入します。

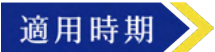
改正(前)		改正(後)	
親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下	63万円	58万円超 85万円以下	63万円
48万円超	0円	85万円超 90万円以下	61万円
		90万円超 95万円以下	51万円
		95万円超 100万円以下	41万円
		100万円超 105万円以下	31万円
		105万円超 110万円以下	21万円
		110万円超 115万円以下	11万円
		115万円超 120万円以下	6万円
		120万円超 123万円以下	3万円



(※)居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。



個人住民税についても、段階的に控除額が設定されます。納税者自身が勤労学生であるときは勤労学生の合計所得金額要件を、現行の75万円以下から85万円以下に引き上げます。



所得税については令和7年分以後適用されます。個人住民税については令和8年度分以後適用されます。

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充



新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分における一般生命保険料控除の控除額が見直されます。

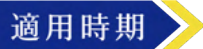
— 解説 —

新生命保険料の一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、改正前の4万円の適用限度額に対して**2万円の上乗せ**が行われます。

改正(後)	① 右記以外		② 居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合	
	年間の新生命保険料	控除額	年間の新生命保険料	控除額
	20,000円以下	新生命保険料の全額	30,000円以下	新生命保険料の全額
	20,000円超40,000円以下	新生命保険料×1/2+10,000円	30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
	40,000円超80,000円以下	新生命保険料×1/4+20,000円	60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
	80,000円超	一律40,000円	120,000円超	一律60,000円



旧生命保険料控除及び②の適用がある場合、適用限度額は6万円となります。(それ以外は改正前と同じ4万円)
一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は改正前と同じ12万円となります。



令和8年分の所得税について適用されます。

住宅ローン減税等に係る所要の措置①



子育て世帯等が認定住宅等の新築又は買取再販認定住宅等を取得した場合、住宅ローン減税の借入限度額が上乘せされます。
(令和6年分改正からの延長措置)

— 解説 —

特例対象個人(※1)が、認定住宅等の新築等(※2)をして令和7年中に居住の用に供した場合の住宅借入金の年末残高の限度額が上乘せされます。
床面積要件の緩和措置(40㎡)については、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用されます。
東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に上乘せ措置を講じ、新築住宅の床面積要件が緩和されます。

【子育て世帯等が住宅借入金等を有する場合】

住宅の区分	特例対象個人以外	特例対象個人
認定住宅 〔認定長期優良住宅 認定低炭素住宅〕	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

【被災した子育て世帯等が住宅借入金等を有する場合】

住宅の区分	特例対象個人以外	特例対象個人
認定住宅 〔認定長期優良住宅 認定低炭素住宅〕	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅		
省エネ基準適合住宅		

※1「特例対象個人」とは、個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者を指します。

※2「認定住宅等の新築等」とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得を指します。



その他の要件等は、改正前の住宅ローン減税と同様です。
個人住民税についても改正前の制度と同様です。

適用時期

令和7年分限りの措置となります。

住宅ローン減税等に係る所要の措置②



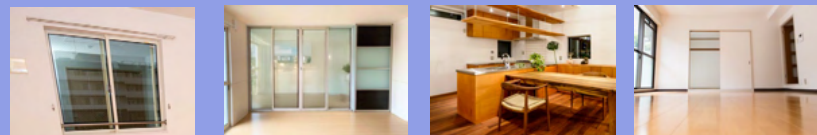
既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事が対象に加わります。
(令和6年度改正からの延長措置)

— 解説 —

特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和7年中に居住の用に供した場合には、所得税額控除の適用があります。一定の子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できます。(最大控除額25万円) その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用されません。

一定の子育て対応改修工事
① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
② 対面式キッチンへの交換工事
③ 開口部の防犯性を高める工事
④ 収納設備を増設する工事
⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
⑥ 間取り変更工事(一定のものに限る)

子育てに対応した住宅へのリフォームイメージ



転落防止の手すりの設置 可動式間仕切り壁の設置 対面キッチンへの交換 防音性の高い床への交換

対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
250万円	25万円 ※工事費用相当額の10%

※「特例対象個人」とは、個人で年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者を指します。

※「標準的な工事費用相当額」とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に工事箇所数等に乗じて計算した金額をいいます。



その他の要件等は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様です。

適用時期

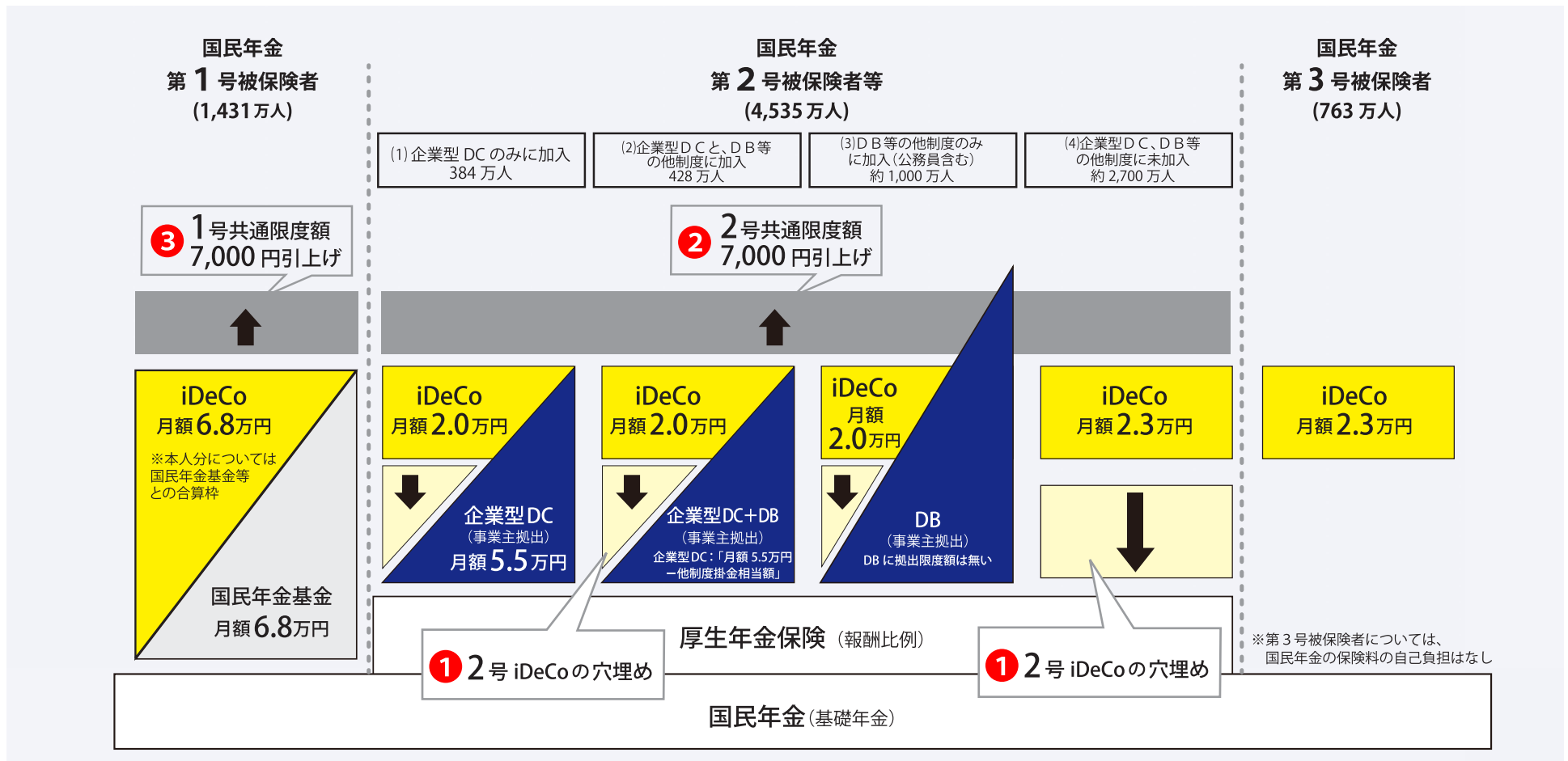
令和7年分限りの措置となります。

企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置



確定拠出年金制度等について、次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置が適用されます。

- ・ 2号被保険者等のiDeCoの拠出限度額について、企業年金の有無等による限度額の差異を解消するため、**穴埋め型の引上げ**が行われます。(1)
- ・ 2号被保険者等の共通拠出限度額について、月額5.5万円から**月額6.2万円への引上げ**が行われます。(2)
- ・ 1号被保険者の共通拠出限度額について、月額6.8万円から**月額7.5万円への引上げ**が行われます。(3)
- ・ iDeCoの加入可能年齢について、一定の要件の下で**70歳への引上げ**が行われます。
- ・ 企業型DCのマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。



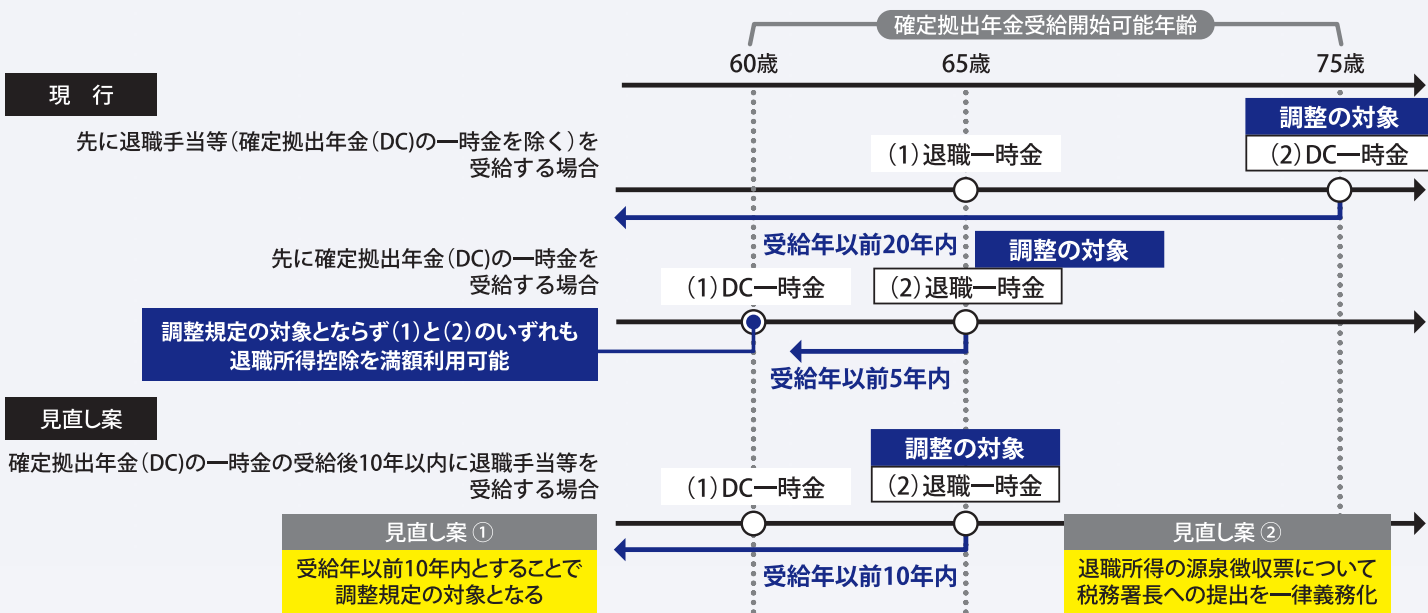
退職所得控除の調整規定等の見直し



- 退職手当等(老齢一時金を除く)の受給時に勤続期間から重複排除される期間が5年延長され、「支払を受ける年の前年以前9年内」となります。
- 老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が3年延長され、「10年」となります。
- 退職所得の源泉徴収票について税務署長への提出義務が現行の「役員のみ」から「一律義務化」に変更となります。

— 解説 —

現行では、退職手当等の支払を受けた年以前5年以内に他の退職手当等を受けた場合、重複した勤続期間を排除して勤続年数を計算します。しかし、定年の引上げ等により退職一時金の受給年齢が65歳以降となるケースが増加していることを踏まえ、課税の公平性の観点から、既に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給している場合については、「支払を受ける年の前年以前9年内」に変更となります。また、上記の調整規定及び合計所得金額判定の適正執行の観点から、退職所得の源泉徴収票提出義務が「一律義務化」となります。



退職手当等を受給した後に確定拠出年金を受給する場合、退職所得控除を利用するためには20年の経過が必要となります。



- 令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払いを受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用となります。
- 源泉徴収票提出義務に関しては令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用となります。

エンジェル税制の拡充



スタートアップへの投資促進の観点から、利便性の向上、更なる利活用を拡大するため、繰戻し還付制度が創設され、エンジェル税制が拡充されます。

— 解説 —

【制度の概要】

項目	概要
特定中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除等	対象となるスタートアップへの投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除できます。 (「特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例」との選択)
特定中小企業が発行した株式の譲渡損失の繰越控除等	対象となるスタートアップ株式の売却により生じた損失をその年のその他の株式譲渡益から控除できるだけでなく、その年に控除しきれなかった損失は、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益から控除ができます。

【改正内容】

① 繰戻し還付制度の創設

エンジェル税制及び起業特例について、従来、譲渡益発生年度にスタートアップ投資を行った場合にのみ、譲渡益から控除できましたが、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資を行った場合にも、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除できるようになる繰戻し還付制度が創設されます。

② 取得した年の翌年譲渡時における措置

エンジェル税制により株式を取得した翌年に当該株式を譲渡した場合の取得価額は、従来のプレシード・シード特例での20億円の非課税措置は適用されず、取得費から制度の適用を受けて控除済みの金額を控除して計算します。スタートアップへの投資を促進する目的として創設された制度のため、短期的な売却については優遇措置に制限がかかります。



令和8年分所得税確定申告時の明細書のフォーマットが変更になることが想定されます。

適用時期

令和8年1月1日以後の出資払込から適用されます。

各種控除証明書の提出省略



所得税及び復興所得税の確定申告における控除証明書の添付等に代えて、**明細書の添付が可能**となります。

— 解説 —

【現行制度の概要】

生命保険料控除等の適用を受ける者は、保険会社等から書面又は電子データにより交付を受けた控除証明書又は電子的控除証明書等を申告書に添付する必要があります。

【控除証明書】

- ・ 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ・ 生命保険料控除の証明書
- ・ 地震保険料控除の証明書

【改正後】

控除証明書の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した**明細書を確定申告書の提出の際に添付できる**こととされます。この場合において、確定申告期限等から5年間の内に税務署長から当該控除証明書の提示又は提出を求められたときは、その適用を受ける者は、当該控除証明書の提示又は提出をしなければなりません。

適用時期

令和8年分以後の確定申告書を令和9年1月1日以後に提出する場合について適用されます。